

広島県告示第七百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年九月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年九月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近柳国字片山一七八二番一地从先から東広島市黒瀬町宗近柳国字妻夫石一七七〇番三地从先まで	平成二十四年九月一日